

地域情報化への社会学的アプローチに関する試論

城 戸 秀 之

1. 本稿の課題

社会的課題としての高度情報化は2000年以降、構造改革を進める政府の政策の柱の一つになった。e-Japan 戦略などの政策によりブロードバンド通信の基盤整備による地域社会の情報化が進められてきた⁽¹⁾。しかし、2009年の政権交代により基盤整備の財源が縮小し、アプリケーションや技術の利活用に政策の重点が移っている⁽²⁾。

確かに、これまでの基盤整備事業により、地域社会での情報化の技術的・施設的な条件は整った部分が多いが、地域社会での利活用という面ではいまだ不十分であり、格差の是正にはいたっていない。この点では基盤整備からその利活用に政策の重点を移すことは現状を踏まえたものといえる。

その場合、ただ技術とサービスの普及という意味で情報化を理解するだけでは、地域情報化の格差に対してアプローチできないのではないか。それは大都市部に対応する高水準な経済社会的条件を前提としており、未整備地域はすべて「条件が整わない」ことになる。ここで問われるべきは、情報通信の技術合理性と地域社会の諸活動の整合性であり、地域の側からのその

検証である。そこに地域情報化において社会学が果たす一つの役割があると考ええる。

以上の認識を踏まえて、本稿は地域情報化に関する社会的分析枠組みを提示する前提として、地域情報化の過程を「社会的」または「社会学的」に理解し、記述可能にする認識上の枠組みについて考察することを課題としたい。

まず、地域情報化の研究における社会学的視座として、地域情報化を「社会的過程」として分析することの意義を考察する。そこでは、技術的合理性のもつ普遍的性格に基づく標準的な地域情報化の理解に対して、社会的主体的としての地域社会の観点からの地域情報化の理解のあり方について検討する。

次に、情報通信技術の利用による地域社会の「再構築」の過程において、技術を「社会化」または「地域化」する様態をとらえる。そのための手がかりとしてギアーツの解釈的アプローチについて触れ、個々の地域情報化の活動をある程度の体系的自律性をもつ社会的事象と理解する意味を確認し、それを記述する概念として「社会的装置」を考える。技術的論理ではなく、(その地域での条件のもとでの)社会的論理によって設計や運営、サービスのあり方が社会的に決定される側面を社会的活動の位相の相違に

⁽¹⁾ 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」制定以降の日本政府の高度情報化政策については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>) の「平成21年9月16日以前の活動状況等」を参照。なお、本稿で参照したサイトのアドレスは2010年1月31日現在のものである。

⁽²⁾ 平成22年度総務省所管予算(案)の概要を参照のこと (<http://www.soumu.go.jp/>)。

においてとらえ、個々の事例で基底的存在である社会的力や論理を切り出す用具となる可能性について検討する。

最後に以上の議論を整理し、分析枠組みとするために必要な今後の課題を示し、まとめに代えたい。

2. 社会過程として地域情報化を理解する

(1) 地域情報化のリアリティとは

本稿の研究上の目標は地域情報化の過程を社会的過程として認識し、そこから地域情報化のあり方を検討することにある(城戸 2008, 2009)。地域情報化の進展に際しては、変化としての情報化、またはその具体的事業・活動が地域社会においていかに「自分たち」の事象であるにとらえられることが重要であると考えられる。ここでの視点は知識社会学から導き出されるものである。次章でのべるギアーツの議論でも触れるが、知識社会学は知識や認識を哲学的な真理論においてではなく、その使用という社会的過程における社会の認識、表現として理解する(城戸 1993)。情報化の過程を「地域」という枠組みにおいて考えることは、情報通信を技術論の合理性のみにおいてではなく、地域社会での使用という語用論的文脈でとらえるのである。

言い換えれば、情報化を技術的合理性のシステムとみて、その合理性に行為者が従うことを前提とするのではなく、行為者(間)の多様な条件の下での情報通信が機能するその社会的文脈に着目して、地域社会の側から情報化のリアリティをとらえるのである。地域情報化は情報技術や政策のもつ「合理性」に規定されたほぼ単一のプロセスやゴールを与えられるものではなく、地域社会の論理でそれを組み替えて主体

的に地域を再構築する(試行錯誤も含めた)過程と理解したいのである。

その場合の「地域」は情報通信ユーザの存在する単なるエリアではなく、人と組織・団体からなる社会的活動体(またはその場)としての側面が重要になる。しかし、情報化に関して、現在の「地域」は一義的にはとらえられない。地域間での情報化に必要な条件が大きく相違しているものであり、既存の情報媒体の利用のあり方や、格差の是正への「合意」の有無や方向付けに関してはさらに簡単に一般化できない状況にある。

また、地域社会の内部での都市化の進展により生活様式の分化が進み、生活空間を共有するという点だけでは単一・同一の条件は見いだせず、そのまま認識や活動の前提とはできない。個々人の生活における生活圏の現れ方は分化しており、「地域」はそれぞれの視点からモザイク的に認識されことになる。この点で地域情報化においては、生活空間の分化を超えた準拠枠としての「地域」を提示する必要があるのである。

このように二重の意味で地域は一般化できないものであり、それこそが地域情報化のリアリティの重要な側面になっている。技術的に単線化された合理的なモデルだけでは地域情報化の現状の理解は難しいと考えられるのである。

(2) 地方社会と地域情報化

しかし、別の観点では、合理的なモデルは現代社会の現実を反映したものである。グローバル化により経済的な価値生産が標準化・抽象化するようになり、都市化の進展により生活世界は機能的な享受のシステムの性格を強め、ユーザとしての個々人と選択肢を提供する機能的チャン

ネルとに二極化し、社会的中間領域は弱体化している。そこでは社会の発展として、自立的な個人の創造とその自由な選択による自己実現が一つの価値とされるのであり、地域は選ばれべき選択肢が提供される空間として、その質と量により評価されることになる。技術的合理性にもとづく情報化のモデルはこの位相での社会的なりアリティの表現なのである。これは技術にもとづく発展史観とすることができる。

しかし、この実現には一定の経済社会的条件が必要になる。これまでの日本が「中流社会」と呼ばれてきたように、戦後の日本社会はこのような発展の条件を満たすことができた。しかし、2000年以降の経済社会状況はそこに内在する「格差」を強く認識させるようになり、この都市的な豊かさを実現する条件の獲得は次第に普遍的ではなくなりつつあると考えられる。

基盤整備事業という形態が示すように、地域情報化が課題になるのは、このような都市的な条件が整わない地域社会であり、そこでは社会的紐帯を前提とし、それを再生産する団体・組織が生活世界を支える構造が存在する。しかし、発展史観の下では、このような地域社会の構造はそのままでは発展の足かせであり、消滅すべきものとなる⁽³⁾。しかし、発展が常にさらなる先端性の追求である限り、それを享受するに足る条件の水準は絶えず上昇するのであり、帰結としての格差はさらに拡大し、発展の残余領域がなくなることはない。

ならばこのような「上から」の変革に対応する「下から」の主体的変化は可能なのだろうか。

しかし、前述のように、現在の地域社会は「共同体」と呼べるような共通の前提としてとらえることはできない。都市化の効果の他にも、戦後社会の一般的様態として、公共セクタと民間セクタ、また、公共セクタ内部での縦割り構造、さらに市民的セクタのとの間には様々な障壁がある。したがって、いわばロマン主義的に伝統や過去の地域の文物を回顧することだけでは地域社会の諸活動に準拠枠を与えることはできず、現代的な分立する個々人をそこに取り込むことはできない。

つまり、地域情報化においては、個人（普遍主義）も地域社会（個別主義）も無条件の前提にはならないのである。この点から、地域情報化は地域社会の自己認識に関わる問題になる。情報技術はあらゆる領域・セクタを横断して機能する。したがって、大分県の事例にみられるように地域情報化を通して、地域内部の障壁をこえて生活圏の共有にもとづく他者との協働が可能であり、その自主的管理を導く準拠枠として、新たな「地域」が提示される可能性があるのである（城戸 2009）。

（3）「社会的過程」としての地域情報化

重要になるのは、地域情報化を、地域社会、つまり住民や地域内の団体・組織が共通の準拠枠の下で主体的に共働しうる事象として示すことである。それは、「閉鎖的」なイメージを伴う旧来の地域ではなく、開かれた参加を可能にする互酬的關係として認識可能なひとつの「価値」をしめすものでなくてはならないだろう⁽⁴⁾。

⁽³⁾ この点で、高度情報化政策は「構造改革」の一環であり、2006年の「IT新改革戦略」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）では高度情報化の必然性と政策の絶対性が強調されている（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index_before090916.html）。

⁽⁴⁾ これは1990年代前半の国家ビジョンである「生活大国」において志向されていたことを確認したい（城戸 1995）。

地域情報化は、この準拠枠のもとで地域の内外の資源をリソースとして取り込み、新たな社会関係や集団的な地域活動を構築していく社会的な過程と理解することができるのである。

この「社会的過程」において、地域情報化は問題意識としての自己認識から始まる地域社会の「再構築」の過程として記述することができる。以下、試みに論点を示してみよう。

社会的過程の要素として3つの位相を考える[図1]。第1は「意思決定」の位相である。地域の主体的活動として、まず地域課題が提示されそこに情報通信の利用が組み込まれることが出発点となる。そこから技術・サービス・運営形態（公営、民営、公設民営、NPOなど）を具体化する事業計画が社会的に了解される形態で策定されることになる。第2は「情報通信システムの運営」の位相である⁽⁵⁾。ここには、事業体における通信基盤・施設の管理、サービスの提供、エンドユーザの管理に加え、エンドユーザや地域団体などの運営への関与が含まれる。第3は「エンドユーザのサービス利用」の

位相である。この場合のユーザとは個人だけでなく、行政・企業を含む地域内の各種セクタの団体・組織が含まれ、パーソナルな利用から営利的、「公共的」利用における地域でのネットワーク形成（地域外との関係、オンラインを含む）が重要になる。

注意すべきは、第1に、これらの位相が時間的・規定的順序として、一方向的に移行するのではないことである。これらは同時に機能し、相互に影響をもつものと想定できる。たとえば「ユーザの利用」は新サービスの選択。機器や伝送路など施設・通信基盤の整備、さらには運営・管理などに関して次段階の情報化のあり方を決定すると考えられる。第2に、社会的過程という理解がもつもう一つの含意は、地域情報化が新たな地域課題の発見を通して、地域社会の活性化の過程として継続的に取り組まれるべきという点である⁽⁶⁾。もちろん技術の進歩は次なる地域情報化を要請するが、地域における問題意識という点で内発的な過程であることを強調したいのである。

地域情報化は個別の事業としてとらえることが多いが、それでは有効性に限界があると考えられる。それを乗り越えるためにも試行錯誤を含めた地域の主体的取り組みを総合的にとらえる視点が必要なのである。

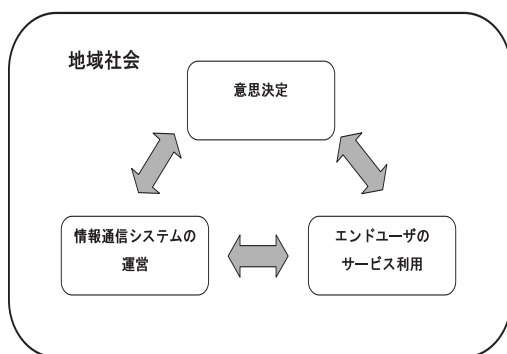


図1. 地域情報化における「社会的過程」

3. 情報通信を地域化する「社会的装置」という視点

(1) ギアーツの解釈的アプローチ

⁽⁵⁾ 以下、本稿では物理的・技術的な次元での情報ネットワークを「情報通信システム」と表現し、人的なつながりをふくむその利活用については「ネットワーク」と表現する。

⁽⁶⁾ 大分県、および臼杵市の事例は、この主体的に継続される過程としての地域情報化の事例となっている（城戸 2008, 2009）。

地域情報化の過程は地域社会の再構築がおこなわれる「社会的過程」とみることができるならば、次にこの過程を実際の地域情報化の活動において記述・分析するための概念的装置が必要になる。論点を繰り返せば、地域情報化は技術のもつ合理的普遍的側面からだけでなく、地域社会の主體的選択の結果として、個々に異なる社会的経済的条件が反映された個別の事象として定義されることが必要になる。それは、対象としての地域が「情報化」されるのではなく、情報通信技術が手段として「地域化」されるという観点からの概念化とすることができる。

この手がかりに、ギアーツの「解釈的アプローチ」を取り上げよう (Geertz 1973=1983, 1983=1991)。もちろん、ギアーツは人類学者であり、西洋がいかに非西洋を文化として理解可能かを考察している。しかし、彼はそれにとどまらず社会科学、特に知識社会学における「意味」の理解の方法について論じている (城戸 1992)。前述のように本稿の課題は、地域情報化の分析枠組みを提示する前段階として「社会的過程」として認識する可能性を問うことであった。以下、この点からギアーツの解釈的アプローチについて整理してみよう。

本稿で重要な意味を持つギアーツの論点は2点ある。第1は、「文化」の理解を西洋の普遍主義的認識から解放することである。彼は「民族誌」と表現するが、個々の社会において物事の意味はそこでの自明な活動のもとで理解されるとする (Geertz 1973=1983)。それが解釈的アプローチであるが、それは社会的事象の意味内容を「文化」という普遍的概念から把握するのではなく、記号論的な「象徴」という概念を

もちいて、その社会的使用において表現される意味として理解することを主張する。つまり、この象徴の使用という点で個々の社会の文化は個別の事象として体系的自律性を与えられるのである。

第2はこの「象徴」を単なる記号体ではなく、社会的な過程として理解することである。ギアーツは、象徴を、その意味内容を具体化する手段となる物体、行動、関係、出来事などの総体からなり、社会的に理解可能に定式化するものと定義する (Geertz 1973=1983)。象徴は社会的に決定された意味の構造に準拠することで機能するのであり、また社会生活を組織化するものとなる⁽⁷⁾。

それでは地域情報化の社会(学)的認識を目指す本稿に対して、ギアーツの議論はいかなる意味を持つのであろうか。第1の論点からは、地域情報化の過程を技術的合理性から一端はなれて、情報通信技術が地域社会において具体的に使用される現場から理解する道を示してくれる。つまり、前章でのべた「社会的過程」は地域社会的な社会生活において機能するという観点から、情報通信技術が地域社会において使用される様態に見いだせる個別性を記述することが可能になるのである。

第2に、この情報通信技術の使用とは、システムやサービスの技術的水準と、それに準拠するエンドユーザのパーソナルな関心や利便性(つまり情報の意味)を意味するのではない。「象徴」というアプローチを援用すれば、社会的過程とは情報システムを地域社会において機能させる過程であり、それは、情報ネットワークの技術の選択、施設の運営、サービスの提供、

⁽⁷⁾ これはダグラスの消費分析 (Douglas & Isherwood 1979=1984) やボードリヤールの消費社会論 (Baudrillard 1968=1980) における消費と社会の関係と同様のアプローチである (城戸 1993)。

エンドユーザの利用を地域社会内の社会的、人的、経済的資源の活用によって制度化される事象の総体としてある程度の体系的自律性をもつと理解することができる⁽⁸⁾。

このように、ギアーツの議論が有効なのは、地域情報化を技術的合理性にもとづく標準的視点からではなく、地域社会に応じて個々に有効な様態でシステムとして地域情報ネットワークを認識する視点を与えるからであり、それを非技術的要素を含む社会的な活動の総体としてとらえることを可能にするからなのである。

(2) 地域情報化における「社会的装置」

このギアーツの議論から得られる示唆は、地域社会で構築された情報ネットワークをいかに記述できるのか、という問題に導く。厳密な意味での技術的な位相で考えれば、地域情報化における情報ネットワークは、一義的にはサーバー、送信装置、伝送路、端末などの機器・設備からなる物理的・電子的システムである。これは技術のもつ普遍的合理性に基づき、エンドユーザとしての個人の主体性を保証するものとなる。このネットワーク上でのユーザの活動はユーザの志向により集約され、消費動向と同様に個人個人の選択の総和として現れることになる。

このとき地域は社会的な存在ではない。それは技術的な意味で情報通信システムが敷設され、サービスが提供され、利用するユーザが存在するエリアや領域としての抽象的意味しか持たない。情報化における主体性はその領域にいるユー

ザがおこなうパーソナルな活動として認識され、その総和が整備事業の成功事例にみられるように「地域」としてあらわれる。このときの「地域」はアリの的に地域固有性を付与される一方で、その社会的水準はエンドユーザとしての個々の住民に還元され、上位の技術的システムへの統合が情報化における必然的課題となる。

このように、たとえば総務省の「ブロードバンド・ゼロ地域」の解消事業のように、それが先端技術による情報通信基盤のエリアの整備でしかないのなら、わざわざ「地域」を冠する必要はないだろう。先端通信技術のローカライズとしての「情報化」が地域の課題であるだけでなく、地域の課題の中に「情報化」、つまり地域内での情報通信システムの構築とその利用を位置づけることにこそ、地域情報化における「地域」の主体的意味が見いだすことができる。

しかし、前述のように、この場合もただ観念的にあるがままの地域の「固有性」や「共同性」を前提として主体性を考えることはできない。地域情報化は単に社会的な事象と認識されるだけでなく、さらに地域の変化に対する主体的・積極的取り組みを可能にする新たな認識枠組みを必要とする。情報通信システムを社会生活に組み込むことは、地域社会で機能するひとつの制度的形態をそれに与えることである。それは、地域社会において情報通信サービスが評価され、その利用を通して新たな自己認識、つまり生活上の資源を共有する生活者として共有しうる生活圏についての新しい認識が生成する過程なの

⁽⁸⁾ 主体的活動の地域的位相については、情報社会論の提唱者である増田米二の議論において、情報ネットワークは地域社会での集団的活動を促進するものであり、またネットワーク利用者の自主的管理が課題に挙げられている(増田 1985)。ラインゴールドの「ヴァーチャル・コミュニティ」においても、単にネット上での対人関係の蓄積にとどまらず、地域社会での社会関係や行動を志向する活動が事例として挙げられている(Rheingold 1993=1995)。

である⁽⁹⁾。

以上のように、地域情報化を情報通信システムを地域社会の内部で社会的に機能するように制度化する過程としてみるならば、その制度化のあり方を「社会的装置」という観点から操作的に考えることができる。この場合の「社会的」とは、まずどのような意味であれ、その地域社会において承認された形式であること、次にそれが機能として社会的な紐帯を生産／再生産する作用をもつことの2点が含まれる。

また、「装置」という場合、それは具体的な組織・団体、制度のみを指すものではない。何らかの社会的な仕組みが、情報化の諸要素を制度化に導く準拠枠として作用するという機能的次元を表現するのである。たとえば地域内での複数の事業や活動を有機的に結びつける施策や会議体などの規則に基づくフォーマルな領域だけでなく、地域社会で日常的に継起するインフォーマルな領域でのコミュニケーションや活動も重要な意味をもつ⁽¹⁰⁾。その意味で多位相的な形で理解する必要がある。

なお、情報化の議論ではオンライン上の電子的ネットワークの形成から地域情報化にアプローチする視点があるが、ここでは「地域」という枠組みにおいてそのようなネットワーキングを機能化させる社会的文脈に焦点を合わせていることを確認しておきたい。ただ、以下の議論はオンラインのネットワークを排除するものではない。むしろ、それを含めての制度化の過程を記述することが重要なのである。

試みにいくつかの論点を示してみよう。まず社会的活動を、①集会的、②関係的、③個人的

表1. 地域情報化における「社会的装置」の位相

集会的位相	メディア的	メディアを介した個々人のパーソナルな選択により継起する活動の集会的水準
	制度・組織的	規則により規定される活動の集団的水準
社会関係位相	フォーマル	規則に準拠する限りで相互行為のセットとして再生産される活動の関係的水準
	インフォーマル	日常的な活動において事実に相互行為のセットとして再生産される活動の関係的水準
個人的位相	パーソナル	自己の目的の実現としての活動の行為的水準

の3つの水準に分けてみる [表1]。「集会的」とは制度や組織により人や資源が動員される状態とメディアを介して個々人のパーソナルな選択の結果がなんらかの活動に帰結する状態として考える。この場合、動員されたまたは選択した個々人、そこに投じられる資源だけでなく、制度・組織や選ばれるべき選択肢が社会的装置を作用させる資源となる。

「関係的」とは少数の個々人の間で相互行為のセットが継起する状態として考える。ここではフォーマルな関係とインフォーマルな関係とが分けられる。この場合は相互の場面を想定するため、関係に含まれる行為者自身が相互に社会的装置の資源となると考えられる。「個人的」とは自己の目的の実現としてのパーソナルな活動としての状態を考える。もちろん、これらは重層的であり、それぞれ相互に関連するものといえる。この試論が目指すのは、前述の社会的過

⁽⁹⁾ これについては大分県の地域情報化の事例が手がかりを与えてくれる (城戸 2009)。

⁽¹⁰⁾ この点ではパットナムの文脈での「ソーシャル・キャピタル」とも関連する (Putnam 1993=2001)。地域情報化とソーシャル・キャピタルについては大分県の事例を示した城戸 (2009) を参照。

程において、どの位相での活動が基幹になるのか、また事業の展開により基幹となる位相の転換が起こるのか、などの状況を分節的に記述することで、それぞれの地域での情報化の社会的な個別性を明らかにする助けになると考えるからである。

たとえば前章で述べた社会的過程のうち「意思決定」においては、政府の政策をうけた事業の場合、地域情報化は行政機構としての集合的水準が優越するものと考えられるが、地域の住民やユーザの自主的活動に基盤を置く場合は「個人」や「関係」の位相の重要性が増すと考えられる。「システムの運営」や「ユーザの利用」においても同様に事業体の運営の形態、ユーザの社会参加のあり方などについて、それぞれの地域情報化の事例の特徴を記述することができる。もし、これによってそれぞれの地域社会での情報化が個別性によって記述できるならば、「情報化」という普遍的な基準から地域をみるだけでなく、情報通信システムの主体的な「地域化」という観点から、情報化や地域社会のあり方を考察することが可能になると考える。

それはあくまで地域の変化を前提にした理解であり、技術に基づく必然としての「進歩」を否定するものではない。ただ、一律に先端水準の技術を強制し、条件を満たさない部分を「抵抗」として排除し、それを「いたみ」として正当化することは、むしろ情報通信技術が持つ社会的な可能性を狭めることになるのではないだろうか。ここで言う地域情報化の「個別性」とは、条件の異なる地域社会で有効な形態での情報化は多様であること、また地域が主体的に選択することの自由（と責任）の余地があることを示すためのものである。

4. 今後の課題

本稿での課題は、地域情報化を社会的過程としてとらえることの必要性と、それを認識し記述するための前提を検討することにあった。ただ筆者の力不足から、現時点ではまだ構想を例示的に述べたに過ぎない。分析のための枠組みとするには、いまだ多くの難点を抱えており、個々に解決する必要がある。以下、課題としてそのうちのいくつかを述べて終わりたい。

社会発展に関する一面的な技術決定論は否定するが、決して社会が技術に優越することを主張するものではない。別稿で論じたが、地域情報化の方法や形態は情報通信技術の進歩に規定されることは否定できない。しかし、その中でも「社会的過程」としての側面はなくなるのではなく、むしろ地域からの選択肢が増える場合もある（城戸 2008）。この研究の主眼は情報化が進行する中で地域社会がいかに自己を認識し、変化のビジョンを描くのかという点にある。そこに地域の主体性の座をみたいと考えているのである。

概念に関する点では、「社会的装置」を明確な形で提示することが急務となる。全体社会における情報化はシステムとユーザとの関係で把握されるが、地域情報化においては何らかの中間項としての「地域」を指定しなくてはならない。ただ、すでに述べたように、都市化が進んだ現在、地域社会は都市機能を享受するエリアであり、ただちに生活圏の共有を意識した協働を生み出す状況にはないと考えられる。

この点を踏まえると「社会的装置」は社会的協働を可能にする状況を記述するものになる。ここでは位相の相違を示したが、そこでの活動における志向の違いについても検討する必要がある。

ある。これまで地域の「主体性」を強調してきたが、活動への参加は能動的な者だけを考えることはできない。むしろ社会的信頼など一般的な価値を契機とする社会参加など、ある意味受動的な参加が重要な意味をもつことも考えられる。インフォーマルな関係やメディアを通じた参加を想定したのは、そのような論点を踏まえたからである。

また、社会的装置において、道具的活動と表象的活動を区別することができるかもしれない。地域社会は具体的な問題の解決だけでなく、地域の風土文物などへの志向として「地域意識」の形成も重要な課題となる。この表象的側面のあり方は地域のビジョン形成と関連して、地域情報化の特性を決定する要因になると考えられる⁽¹¹⁾。

これまで大分県を事例として10年以上地域情報化の活動をみてきたが、社会全体の進歩に焦点を定め先端性と合理性に準拠する分析枠組みでは、地域情報化における「地域」のあり方を十分に考察することのできないと思いがあった。それは情報通信とはわれわれにとって何であるのか、その問いが人の置かれた社会的状況によって大きくことなることを実感することからくるものであった。「進歩」の名もとに隠れ認識されないもの、これまでの社会発展のあり方が再検討される現在にあって、社会学はそれを問うことができると考える。

参考文献

Baudrillard, J., 1968, *Le Système des objets*, Édition

Gallimard, Paris (=1980, 宇波彰訳『物の体系』法政大学出版局)。

Douglas, M. & Isherwood, B., 1979, *The World of Goods*, Basic Press, New York (=1984, 浅田彰・佐和隆光訳『儀礼としての消費』新曜社)。

Geertz, C., *The Interpretation of Culture*, Basic Books, New York (=1983, 吉田禎吾・柳川啓一・中牧弘允・板橋作美訳『文化の解釈学Ⅰ・Ⅱ』岩波書店)

城戸秀之, 1990, 「現代社会における知識の存在拘束性に関する試論——消費社会論, 情報社会論への知識社会的アプローチ——」, 鹿児島大学法文学部『経済学論集』33号, 81-95ページ。

—, 1993, 「知識への類型的アプローチと解釈的アプローチ——文化の社会的構成に関する試論(2)——」鹿児島大学法文学部『経済学論集』36号, 105-112ページ。

—, 1995, 「『生活者』イメージにみる90年代の人間観——消費社会論再考のための覚え書き——」鹿児島大学経済学会『経済学論集』43号, 77-88ページ。

—, 2007, 「ユビキタスネットワーク社会における地域社会の多元的情報化について——大分県臼杵市の事例をもとに——」鹿児島大学経済学会『経済学論集』68号, 21-40ページ。

—, 2008, 「『社会的過程』としての地域情報化——地域情報化における『社会認識』に関する試論——」鹿児島大学経済学会『経済学論集』70号, 15-27ページ。

—, 2009, 「地域情報化におけるリスクとソーシャル・キャピタル——大分県の事例をもとに——」西日本社会学会『西日本社会学会年報』第7号, 29-44ページ。

増田米二, 1985, 『原典 情報社会——機会開発者の時代』TBSブリタニカ。

Putnam, R. D., *Making Democracy Work*, Princeton University Press, Princeton (=2001, 河田潤一訳『哲学する民主主義——伝統と改革の市民構造』NTT出版)。

⁽¹¹⁾ 臼杵市のケーブルテレビを核とする地域情報化事業では、施設整備による中心市街地活性化のシンボル空間の形成と、野津町との合併における情報基盤とサービスの共有という点で事業が表象的に作用したといえる(城戸 2002, 2007)。

Rheingold, H., 1993, The Virtual Community, John
Blockman Associates, Inc., New York (=1995, 会津
泉訳『ヴァーチャル・コミュニティ』三田出版会).

参考サイト

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>